

～町内に定住していただける方の住まいと暮らしを応援します！～

# しあわせ丸森暮らし応援事業補助金のご案内 2020.6.1～

## ●住宅取得等に対する支援

### ◆対象世帯（前提条件）

申請日現在において、申請者またはその配偶者が**45歳未満**で以下の①～④いずれかに該当する世帯であること

- ①夫婦世帯……申請者またはその配偶者が**45歳未満**の世帯
- ②新婚世帯……婚姻後**5年経過**していない世帯
- ③子育て世帯……**中学生以下**の子ども（同居）を扶養している世帯
- ④新規転入世帯…**2年以上**丸森町外に居住していた世帯で、  
町内に転入後、**1年未満**またはこれから丸森町に転入する世帯

### ◆その他の条件

- ①丸森町に定住する意思があること
  - ②市町村民税等の滞納が無いこと
- ※上記以外に補助金ごとに追加の条件があります。

## 1. 住宅取得奨励事業

### ○基本補助金（補助対象経費の**1/20**以内）

- ・新築住宅取得 限度額 **80万円**      ・中古住宅取得 限度額 **50万円**

### ○加算補助金

該当する場合に基本補助金の**1/2**以内で加算されます。

- ・新婚世帯加算 限度額 **20万円**
- ・子育て世帯加算 限度額 **30万円**
- ・新規転入世帯加算 限度額 **50万円**
- ・町内業者加算 限度額 **80万円**（新築のみ）

土地を取得する場合に土地取得経費の**1/3**以内で加算されます。

- ・土地取得加算 限度額 **50万円**（新築のみ）

※申請日前2年以内に取得した土地が対象です。（3親等以内の親族が所有する土地を除く）

※グリーンステージ上滝分譲地を取得した場合、限度額は**200万円**になります。

### ◆対象・条件等

- ①住宅取得経費が**新築の場合1,000万円以上（税抜き）**、  
**中古住宅を購入する場合200万円以上（税抜き）**であること
- ②町内に定住の意思があること  
（補助金受領後、5年以内に転居転出すると補助金返還となります）
- ③必ず**工事着手前**に申請すること
- ④**申請と工事着手が同年度内**であること
- ⑤申請者が、過去に同様の補助（**国・県・丸森町を含む市町村からのもの**）を受けていないこと
- ⑥**丸森町住宅再建促進事業補助金**を受けていないこと
- ⑦中古住宅取得の場合、該当家屋が過去に補助を受けていないこと
- ⑧別補助金の対象となる経費は、補助対象経費から除く



## 2. 住宅リフォーム支援事業

- 基本補助金（補助対象経費の**1/3**以内） 限度額**50**万円
- 加算補助金

該当する場合に補助対象経費の**1/12**以内で加算されます。

- ・町内業者加算 限度額**70**万円

例：経費300万円の場合（基本補助金：限度額、町内業者加算：1/12）

$$\begin{array}{rcl} \text{基本補助金} & 3,000,000 \times 1/3 & = 1,000,000 > 500,000 \cdots 500,000 \\ + \text{町内業者加算} & 3,000,000 \times 1/12 & = 250,000 < 700,000 \cdots 250,000 \\ \hline & & \text{補助金計} \cdots & 750,000\text{円} \end{array}$$

### ◆対象・条件等

- ①申請者または3親等以内の親族が所有する住宅で、申請者が居住するための住宅のリフォームであること
- ②住宅の**部屋・トイレ・浴室・台所等の増改築**であること  
※増改築・リフォームの面積が10㎡を超える場合、建築確認が必要となる場合がありますので、建築業者にご確認ください。  
※外壁の塗装のみ、内装の張替えのみ、機器の交換のみ等は対象になりません。
- ③リフォーム経費が**200万円以上（税抜き）**であること
- ④町内に定住の意思があること  
（補助金受領後、5年以内に転居転出すると補助金返還となります）
- ⑤必ず**工事着手前**に申請すること
- ⑥**申請と工事着手が同年度内**であること
- ⑦今回申請する補助金以外に**公共機関（国・県・丸森町を含む市町村）から補助を受けた住宅ではない**こと



## 3. 民間賃貸住宅家賃助成事業

### ○補助金

- ・入居時補助金 **5**万円
- ・家賃補助金 限度額**5**千円  
※補助対象経費の**1/2**以内  
※最長**24**か月間



例：月額家賃5万円の場合（入居時補助金：固定額、家賃補助額：限度額）

$$\begin{array}{rcl} \text{入居時補助金} & 50,000 & + \text{家賃補助金} (5,000 \times 24 =) & 120,000 \\ \hline & & \text{補助金計} \cdots & 170,000\text{円} \end{array}$$

### ◆対象・条件等

- ①月額家賃が3万円以上の町内の民間賃貸住宅に新たに入居する方  
※申請者自身が賃貸借契約を締結して居住する民間賃貸住宅が対象です。  
**町営・県営住宅は対象外**です。  
※勤務先からの住宅手当額を控除した額が対象です。
- ②町内に定住の意思があること  
（住所登録した日から、3年以内に転出すると補助金返還となります）
- ③賃貸契約後および入居後に速やかに申請すること

## ● 空き家活用等に対する支援

### ◆対象者

以下の①～④いずれかに該当する方

- ①空き家を購入する方
- ②空き家を借りる方
- ③中古住宅の売却することを確約した所有者
- ④中古住宅を貸すことを確約した所有者

### ◆その他の条件

- ①町が整備する空き家データベースに登録されている物件であること
  - ②丸森町に定住する意思があること（上記対象者①、②の者のみ）
  - ③市町村民税等の滞納が無いこと
- ※上記以外に補助金ごとに追加の条件があります。

## 4. 空き家再生支援事業

- 基本補助金 限度額**30**万円  
※空き家の改修に要する経費の**1/2**以内
- 加算補助金  
・町内建築業者・商店加算（限度額**6**万円）  
※基本補助金の**20%**

### ◆対象・条件等

- ①賃借する空き家を改修する場合は、所有者の同意が必須です。
- ②空き家に対する改修で、業者による工事費、自分で作業する際の材料費が対象です。  
※工事費、材料費等の見積書が必須です。
- ③必ず**工事着手前**に申請すること
- ④**申請と工事着手が同年度内**であること
- ⑤住宅リフォーム支援事業による補助を受けないこと
- ⑥過去に同様の補助（**国・県・丸森町を含む市町村からのもの**）を受けていないこと
- ⑦補助金受領後、5年以内に当該補助事業以外の目的に使用した場合は、補助金返還となります。



## 5. 家財道具等処分・清掃支援事業

- 補助金 限度額**20**万円  
※空き家の家財道具等処分、清掃に要した委託費の**1/2**以内

### ◆対象・条件等

- ①賃借する中古住宅の家財道具等処分・清掃を行う場合は、所有者の同意が必須です。
- ②住宅に保管されている家財道具等の撤去、処分および住宅の清掃を委託により実施する経費が対象です。  
※委託費の見積書が必須です。
- ③必ず**処分等の着手前**に申請すること
- ④**申請と処分等の着手が同年度内**であること
- ⑤住宅リフォーム支援事業による補助を受けていないこと
- ⑥過去に同様の補助（**国・県・丸森町を含む市町村からのもの**）を受けた住宅でないこと



## 令和元年東日本台風被災者には購入額の半額を補助します！

### 6. 住宅取得等に対する支援〔グリーンステージ上滝〕

#### ○補助金

◆上滝地区宅地分譲地（グリーンステージ上滝）購入金額の**1/2**を補助

#### ◆対象・条件等

丸森町民で①～⑤のすべてに該当する方が購入する場合、補助を受けられます。

①令和元年東日本台風の被害を受け、下記のどちらかに該当する方

- ・住んでいた居宅が半壊以上の被害を受けた方
- ・宅地が被害を受け、当該住居地に居住することが危険であると認められた方

②申請者またはその配偶者が45歳未満の方

③下記のいずれかの世帯に該当する方

- ・新婚世帯……婚姻後5年経過していない世帯
- ・夫婦世帯……申請者またはその配偶者が45歳未満の世帯
- ・子育て世帯……中学生以下の子どもを扶養している世帯

④購入した土地に住宅（自己が居住するものに限る。）を取得しようとする方

⑤**丸森町住宅再建促進事業補助金**を受けていない方

⑥市町村民税等の滞納がない方

※分譲地の売買契約後に申請していただきます。

※補助金の交付請求は、土地購入代金を支払った後になります。

#### ◆補助金の額について

○補助金額の計算は、1,000円未満の端数は切り捨てたうえで算定します。

しあわせ丸森暮らし応援事業補助金のご利用をお考えの方は、**4月から翌年の1月末までに、申請者ご本人が手続きを**してください。

この制度は**予算の範囲内**で行っておりますので、**予算に不足を生じた場合は、制度が利用できない場合があります。**

#### お問い合わせ

丸森町役場 子育て定住推進課 定住推進班

TEL 0224-51-9905